

# 業務指示書

## ベトナム国道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月17日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月22日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません

( ) 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

( ) 構成員にはなりません

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路維持管理に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/道路維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 路面性状調査（計画）】

- 1) 類似業務の経験：路面性状調査または路面健全度調査に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
パイロット補修工事に使用する材料、供与資機材、及びその輸送費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0055 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月15日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路維持管理計画  
路面性状調査(計画)

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

28.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月27日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ベトナム国道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理計画	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 路面性状調査（計画）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）では、国道ネットワークについて自国予算、我が国円借款、世界銀行（WB）及びアジア開発銀行（ADB）等からの支援を活用した新規路線整備や改修事業が進んでおり、国道総延長は 17,385km（2010 年）、舗装率は 96%（2009）に達し、現在もその整備延長を延ばし続け、近年の力強い経済発展に寄与している。一方、道路維持管理については、新設・大規模改修事業が優先されているため、十分に予算が配分されておらず、長らく課題となっていた。2013 年 1 月には使用用途を道路維持管理に特定した道路維持管理基金が運用開始されたものの、まだ導入間もなく、適切な予算配分がなされていない。

道路の維持管理分野においては、国道の道路管理者である運輸交通省道路総局（DRVN：Directorate for Roads of Vietnam）に対して、これまで ADB、WB による技術支援がなされており、道路維持管理システム（PMS：Pavement Management System）としてデータベース（RoSy BASE）、保全計画策定のため HDM-4（Highway Development and Management System-4）が導入されてきたが、元となる既存データの信頼性が低く、またデータ入力が非常に多岐にわたり複雑である等の問題から、実際には運用されていない状況である。また、維持管理の実作業は DRVN 傘下の道路維持管理局（RMB：Road Management Bureau）や人民委員会道路局（PDOT：Provincial Level Department of Transport）が民間ないし政府合併会社に委託して実施しているが、点検・修繕等ガイドラインの不備、技術基準・積算基準の不整合、地方技術者の技術レベルの低迷といった問題が顕在化しており、十分に機能していない状況が続いている。

このような状況から、効率的な維持管理を実施していくための計画策定・日常維持管理能力を強化すること、ひいては現在・過去に我が国が整備を支援してきたものも含めて国道が適切に維持管理されることを目的として、JICA は 2011 年 7 月から 2014 年 3 月まで技術協カプロジェクト「道路維持管理能力強化プロジェクト」（フェーズ 1）を実施した。同プロジェクトにおいては、道路台帳や維持管理台帳を含む道路データベースのフォーマット及び入力システムを構築し、簡易で透明性が高くベトナムでの運用方法に適合させた独自 PMS を開発し、さらに道路維持管理マニュアル及び点検ガイドライン等の技術基準類を作成するとともに、組織体制の強化を提案した。これらの活動は第一道路維持管理局（RMB 1）が管轄するベトナム北部の国道をパイロットエリアとして実施したものであるが、結果、「道路維持管理総合改善計画」が策定されると共に DRVN の組織再編が進行中であり、また路面性状と補修履歴を含む道路データベースを活用して単年度及び中期維持管理計画が作成されるなど、一定の成果が得られている。この成果を DRVN が管理する全国の国道網へ展開し、定着させることが望まれており、併せてシステム類の改善と現地点検・測定作業等について OJT の実施、さらに点検→計画→補修→評価→…といった PDCA サイクルを実際に運用するためのフォローアップ等が課題として残されている。このことから、同技術支援プロジェクトの継続としてベトナムから我が国に対して「道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ 2」を 2013 年 10 月に要請した。JICA は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために 2014 年 8 月に詳細計画策定調査を行い、プロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施の運びとなったものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ 2

(2) 上位目標

全国国道網で、中期維持管理計画と PDCA サイクルに基づいた適切な道路維持管理が実施される

(3) プロジェクト目標

全国国道網の道路維持管理の実施能力が強化される

(4) 期待される成果

成果 1 : 舗装維持管理データの作成技術が向上する

成果 2 : 道路維持管理計画立案するためのシステム (PMS) が改善され、適用される

成果 3 : 道路施設の健全度判定と補修工法選定基準が改善され、技術仕様が作成される

(5) 活動の概要

<活動 1 : PMS データの作成>

1-1 フェーズ 1 で作成した PMS データ入力フォーマットおよびデータ入力システムをレビューする

1-2 PMS データ入力システムをアップグレードする

1-3 データを入力・検証する

1-4 PMS データ入力研修を実施する

<活動 2 : PMS の改善及び舗装補修計画 (案) の策定>

2-1 RMB II、III、IV 管内の道路を選定し、舗装性状調査を実施する

2-2 ウェブベースシステムを作成し、路面性状データをウェブのデジタルマップ上で閲覧できるようにする

2-3 入力データをコンバージョンし、PMS データセットを作成する

2-4 PMS ソフトウェアを改良する

2-5 RMB I~IV の舗装補修計画 (案) を策定しつつシステム検証を行う

2-6 ウェブベースシステムを作成し、単年度および中期の舗装補修計画を策定する

2-7 活動 2-1~2-6 に関する研修を実施する

<活動 3 : パイロット補修工事を通じた技術基準類の改訂>

3-1 フェーズ 1 で作成した道路維持管理ガイドライン、および道路維持補修マニュアルを基準化に向けて改訂する

3-2 新技術・新工法を採用したパイロット補修工事の計画を策定する

3-3 パイロット補修工事を実施するとともに、モニタリングおよび評価する

3-4 パイロットの成果を基に道路設備点検ガイドラインおよび道路維持管理マニュアルの基準化に向けた最終案を作成する

3-5 活動 3-1~活動 3-4 に関する研修を実施する

<活動 4 : 組織体制の改良>

4-1 道路維持管理組織体制および行政手続きのベースライン調査を実施する

4-2 アウトプット実現のための行政手続きと業務分担改良案を検討する

4-3 行政手続きと業務分担改良案実現のため、法令規則改正案を作成する

- (6) 対象地域  
ベトナム全国道路網  
活動拠点はハノイ

- (7) カウンターパート (C/P)  
道路総局 (DRVN : Directorate for Roads of Vietnam)  
道路維持管理局 (RMB : Road Management Bureau) I~IV

### 3. 業務の目的

「道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録 (R/D : Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 11 月 5 日にベトナム政府と締結した R/D に基づいて実施される「道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

#### (2) プロジェクト目標達成への道筋

本プロジェクトはフェーズ1で得られた成果を他の RMB 管轄へ展開して定着させることを活動に含む。そのため、フェーズ1の活動内容を十分に理解し、C/P への浸透状況を確認して適切にレビューするとともに、取りこぼされていた個別の技術やこれに対する支援を含めて、全体的な運営・維持管理サイクルが確立されるよう配慮すること。

#### (3) プロジェクト実施体制

##### 1) 長期専門家との共同体制

本プロジェクトでは、本業務によるコンサルタントに加え、国土交通省からの推薦に基づく長期専門家「道路維持管理政策・基準」を 2016 年 1 月から 2019 年 1 月

(予定) にかけて 1 名派遣する予定である。長期専門家は、短期滞在では策定することが難しい組織体制の改良に関する活動 4 を主に担当し、日本の道路管理者としての見地から維持管理体制、行政手続きや業務分担の事例を紹介することを予定している。コンサルタントが主に実施する活動 1～3 と組み合わせることで、成果 1～3 が効果的に達成されることから、本業務の実施にあたって長期専門家と十分な情報共有を行い、良好な共同体制を構築することとする。

## 2) 関係機関及び実施体制

道路維持管理の実質的業務は RMB の下位組織であるサブ管理局 (SB<sup>1</sup>) 及び道路技術事務所 (RTC<sup>2</sup>) により実施されている。また、技術基準類の作成作業は MOT 傘下の運輸科学技術研究所 (ITST<sup>3</sup>) が行っている。さらに、フェーズ 1 では、路面性状測定車の管理・運用と解析作業として中央道路技術事務所 (RTC-C<sup>4</sup>)、PMS の理論的バックアップとして運輸通信大学 (UTC<sup>5</sup>) との連携を構築している。プロジェクトの実施にあたっては、これらの関係機関を巻き込みつつ、適切な対象に対して技術移転を行うこととする。

プロジェクトの実施にあたっては、DRVN の関連部署が中心となり合同調整委員会 (JCC<sup>6</sup>) を組織することとしている。また、実務的なプロジェクト実施体制としてはテクニカルワーキンググループ (TWG<sup>7</sup>)、C/P 側の予算管理のため業務調整 (PMU-TA<sup>8</sup>) が組織される。

また、ベトナムの国道管理は DRVN 管轄と人民委員会交通部 (PDOT<sup>9</sup>) 管轄がある。本プロジェクトでは原則として DRVN 管轄のものを対象とするが、将来的には DRVN による PDOT への技術普及が想定されていることから、セミナー/ワークショップや会議においては、適宜、PDOT を招聘して技術の共有を図ることとする。

## (4) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果としてシステムや技術基準類を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、ベトナム側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要とする能力を向上させ、C/P 自ら本プロジェクトの成果を活用できるように、十分意識・工夫するものとする。特に各種マニュアル、システムの作成等にあたっては、JCC のメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

## (5) 他ドナー等の援助活動及び連携

WB 支援にて実施予定の「Vietnam Road Asset Management Project」(VRAMP) では、フェーズ 1 で作成した道路データベースの枠組み及びデータ、フェーズ 2 で改良する

---

<sup>1</sup> SB : Sub-Bureau  
<sup>2</sup> RTC : Road Technical Center  
<sup>3</sup> ITST : Institute of Transport Science and Technology  
<sup>4</sup> RTC-C : Road Technical Center - Central  
<sup>5</sup> UTC : University of Transport and Communications  
<sup>6</sup> JCC : Joint Coordination Committee  
<sup>7</sup> TWG : Technical Working Group  
<sup>8</sup> PMU-TA : TA : Project Management Unit-Technical Assistance  
<sup>9</sup> PDOT : Provincial-level Department of Transportation

PMS 及びデータ等と連携した包括的な道路資産管理システムの構築が想定されている。また、当プロジェクトで調査する路面性状測定の対象外についても、VRAMP において実施することが検討されている。

両プロジェクトを調整するためにベトナム側に RAM-WG<sup>10</sup>が設立されており、コンサルタントは業務開始後速やかに、下記事項について C/P と協議して決定するとともに、RAM-WG を介して、VRAMP を実施するコンサルタントと情報提供及び調整を行うこと。

- ・ PMS から包括的的道路資産管理システムへのデータ受け渡しにかかるインタフェース
- ・ PMS 入力データの項目と内容
- ・ 路面性状測定調査の対象路線と実施範囲
- ・ その他

#### (6) RMB Ⅰ～Ⅳ等への技術移転

フェーズ1では、RMB Ⅰ管轄道路をパイロットエリアとして主に DRVN 本部の関係部署職員に対して技術移転を行った。本プロジェクトでは各 RMB への技術移転を主とするが、最終的には DRVN 本部職員が各 RMB 等を自立的に主導して適切に技術移転できるように、段階的に支援することとする。

#### (7) パイロット補修工事

道路舗装にかかるパイロット補修工事の実施場所は、RMB Ⅰ管轄内を想定している。工事内容について DRVN からいくつか提示されているものの、本業務において積極的に提案し、最終的に C/P と協議して内容及び場所を決定することとする。なお、パイロット補修工事後に経過観察・評価して結果を技術基準類へ反映するため、実施時期について留意すること。

また、工事は SB が発注してローカル施工業者により行われるため、パイロット補修工事の実施に際しては、日本側負担は6.(7)に後述している通り本邦技術紹介を行うために必要な一部資材のみの供与とし、一般的な資材の調達や作業員・機材の配置は DRVN に毎年配布されている維持管理予算内にて行うことを想定している。したがって、本業務では契約・発注業務及び施工そのものは含まず、施工内容及び場所の選定、施工監理、安全管理及び施工後の評価及び改善に係る支援を行う。

なお、このパイロット補修工事では新技術・新工法として本邦技術を試行する。補修工事の内容及び材料として妥当なものについて、5 案程度をプロポーザルに記載し、その費用を別見積にて提出するものとする。

#### (8) 路面性状測定調査の対象地域及び内容

路面性状測定調査の実施場所は RMB Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 管轄内とし、調査の対象路線及び範囲はプロジェクト開始後に C/P と協議して決定することとする。

フェーズ1で供与された測定機材を使用して、DRVN 及び RTC-C が主体的に実施することとしているが、コンサルタントがローカルコンサルタントを傭上して測定及び解析作業を補助するものとする。この要員補助は 5 名×12 ヶ月 (60M/M) 程度及び再委託契約での実施を想定している。なお、この路面性状の調査支援について、現地体制や支援内容詳細についてプロポーザルに記載すること。

#### (9) PDCA サイクルの理解促進

本プロジェクトでは、路面性状測定調査・舗装維持管理計画の策定・補修工法選

<sup>10</sup> RAM-WG : DRVN's Road Asset Work Group

定・補修・経過観察・評価と、PDCA サイクルの一連が活動として実施される。これらの活動を通じて、適切な維持管理の重要性を C/P が十分理解するように指導することとする。

#### (10) パイロット補修工事及び路面性状測定調査の安全対策

工事及び調査の実施については、安全を最優先に実施することとする。供用中道路での路上作業であり、また作業中は交通規制が必要であるため、作業従事する C/P 及びローカル作業員に加え、通行車両や歩行者などの第三者への安全対策にも十分留意する。また、これらの配慮を通じて日本式の安全対策を紹介するとともに、C/P の安全意識が醸成されるよう指導する。

#### (11) 広報活動の企画・実施

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果がベトナム及び我が国の国民各層に正しく理解され、また事業成果の向上が図られるよう、先方実施機関とともに効果的な広報に努めること。なお、下記の広報活動の方針は JICA の想定であり、コンサルタントは広範な地域への展開も考慮する等、適切な広報計画をプロポーザルにて提案することとする。また、広報活動に要する費用（必要に応じて、再委託費用含む）については、概算 8 百万円とし本見積に含めるものとする。

##### 1) 当該案件の広報上の特徴

###### ①相手国にとっての特筆事項

新規路線整備や改修事業が急激に進み国道総延長が伸び続ける中、十分な維持管理ができていないと難しいベトナムにおいて、効果的かつ効率的な道路維持管理方法を導入・実施することで道路の正常な走行性が確保されるようになることは、ベトナムが今後より経済発展していく上でのアピールとなる。

###### ②日本にとっての特筆事項

本事業で導入する道路維持管理方法は日本ではすでに定着しており、最先端の技術といえるものではない。しかし、基本的ではあるが長期にわたって培い日進月歩してきた技術がベトナムの道路水準向上に寄与することは、日本の技術の幅の広さ、地道な研鑽の歴史をアピールすることにつながる。

現在、ベトナムの道路維持管理計画策定に導入されている HDM-4 は世界の多くの国で使用されている一方で、データ入力が多岐にわたり複雑で実際の運用が難しく、内部処理が不透明で分かりづらいという課題を有する。これに代わり透明性が高く使いやすい PMS を日本主導で構築して導入する事は、ベトナムに限らず多くの開発途上国にとって有用である。本事業を推進する事で、日本及び JICA の支援が実用的であり有効性が高いものであると示すことができる。

##### 2) 広報計画

- ①C/P の本邦研修時に我が国関係者（関係省庁、民間企業等）との面談並びに本邦技術紹介の機会を提供（各年 1 回）
- ②DRVN が発行・運営する機関紙やホームページでの定期的な活動報告
- ③パイロット補修工事や研修など主要な活動における一般向けの報道
- ④道路維持管理に関するセミナーを開催してアセアン各国からの参加を募ることにより、ベトナム国内のみならず周辺各国への伝播・周知



## 6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない。）

### (1) Monitoring Sheet Ver.1（案）の作成・協議

コンサルタントは、本プロジェクトにかかる詳細計画策定結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、長期専門家の指導分野も含むプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、長期専門家および JICA の意見を反映して Monitoring Sheet Ver.1（案）（英文）に取りまとめる。

同 Monitoring Sheet Ver.1（案）を基に、ベトナム側関係者と協議、意見交換し、その結果を踏まえて必要に応じ修正した上で Monitoring Sheet Ver.1 として取りまとめ、合意すること。

### (2) PDM（Project Design Matrix）の指標の設定

コンサルタントは、R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標につき、本プロジェクト開始 3 ヶ月後を目途に既存の資料、データをレビューして C/P メンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議し合意を得た上で、ベトナム側と協議を行うこと。

### (3) PMS データの構築

#### 1) データ入力フォーマット及び入力システムのレビュー・アップグレード

フェーズ1では道路資産管理としても活用し得る全体的なデータベースを構築するため、日本の国土交通省が使用する道路台帳システムを参考にしつつ、ベトナムの道路特性に合わせて入力項目を決定して、フォーマットを作成するとともに、入力作業が簡易でヒューマンエラーを排除する仕組みをもつ入力システムを作成している。フェーズ2では、このうち PMS の動作と舗装補修計画の策定に関する項目に限定して取り扱うものとする。

ただし、このフォーマット及びシステムは RMB 1 管轄の道路網をパイロットエリアとして設定して構築されたものである。そのためコンサルタントは、他の RMB 管轄においても適用が可能であるかを確認してアップグレードを行い、入力マニュアルについても同様に修正するものとする。

なお、入力に先立って、既存データの保存状態（紙ベースの台帳、管理用図面及び工事竣工図面の有無等）について C/P を通じて十分確認すること。

#### 2) データの入力・検証と研修の実施

コンサルタントは、上記のシステムを用いてデータ入力を指揮する。入力作業は各 RMB 及び SB が実施し、コンサルタントは入力方法の研修、データ検証、入力作業の進捗を管理することとする。なお、フェーズ1ではこの入力作業に想定以上の時間を要してしまい、後続作業を逼迫することとなったことから、進捗管理に十分留意すること。

### (4) 路面性状測定調査の実施、PMS の改良と舗装補修計画（案）の策定

#### 1) 路面性状測定調査の実施

コンサルタントは、5.（7）に記載のとおり、路面性状測定調査の実施を指揮する。

この調査結果を利用して舗装補修計画（案）の策定と研修が実施されることから、

これらの後続活動が逼迫しないように早期の調査完了が必要であるが、DRVN の予算制約等から短期間で RMB II、III、IV の全路線を調査することは不可能と考えられる。そのため、コンサルタントは交通量、重要度及び現在の損傷程度等から優先順位を設定し、C/P と協議した上で調査範囲の絞り込みを検討すること。なお、範囲を絞り込んだ場合でも、短期及び中期の舗装補修計画（案）が策定できるように留意が必要である。この測定範囲の絞り込み方法についてプロポーザルに記載すること。

## 2) 路面性状測定結果の閲覧システムの作成

コンサルタントは、測定結果に含まれる位置情報（GPS 及びキロポスト）を基に、路線図と関連して閲覧できるシステムを作成する。なお、ベトナムで運用が始まった地理情報システム（GIS：Geographic Information System）と関連付けてウェブ上で閲覧できるようにすること。

## 3) PMS ソフトウェアの改良

フェーズ1で構築された PMS は、RMB I 以外でも使用できるように広範なシステムとして作成されているが、損傷に対する補修工法選定や施工単価といったパラメータ類は RMB I に特化したものである。コンサルタントは、C/P を通じて他管轄の施工実績等を収集して各 RMB 向けのパラメータ類を設定するとともに、各地域の PMS データと路面性状測定結果から動作検証を行って PMS を改良する。また、ウェブベースで稼働する PMS を作成させるとともに、これらの操作マニュアルを修正・作成する。

## 4) 舗装補修計画（案）の策定と研修の実施

コンサルタントは、路面性状測定調査を行った道路における舗装補修計画（案）を C/P とともに作成する。この中で、システムの操作方法の研修を実施する。

## (5) 技術基準類の改訂とパイロット補修工事

### 1) 技術基準類の改訂

フェーズ1で策定された技術基準類は、現在、MOT、ITST、UTC など関連部局へ回付されパブリックヒアリングを実施中である。このヒアリング結果を受けて DRVN が行う修正に対して、コンサルタントは技術的側面からの支援を行う。

### 2) パイロット補修工事の実施とモニタリング・評価

コンサルタントは、5. (6) に記載のとおり、パイロット補修工事の実施を支援する。C/P が行う工事後の経過観察・評価を支援し、さらに、評価結果を受けて技術基準類の改訂支援を行う。

### 3) 技術基準類についての周知とパイロット補修工事に併せた研修の実施

コンサルタントは、技術基準類の内容を周知するために各 RMB を対象としたワークショップの開催を支援する。

また、RMB I 管轄において実施するパイロット補修工事のため、工事計画・設計等の発注支援、施工方法・施工管理・安全管理に係る技術移転を行うとともに、各 RMB を対象としたワークショップにおいてこれらを広く周知する。

## (6) 本プロジェクトの成果普及促進のための研修の実施

### 1) 現地セミナー／ワークショップの実施

コンサルタントは、道路維持管理業務にかかる現地セミナーを実施する。

セミナーは主に MOT やその関連部局、さらにアセアン各国の道路管理者を対象として、ベトナムの道路維持管理における課題とこれに対する本プロジェクトの活動や成果を説明するものとし、ハノイで 2 回、50~100 名程度の参加規模での開催を

想定している。なお、アセアン各国からの招聘者については別途 JICA にて手配を行うこととする。

また、コンサルタントは、道路維持管理業務にかかる現地ワークショップの開催をする。

ワークショップは主に、DRVN や RMB 等の技術者を対象として、技術基準類（案）や PMS 関連システム、パイロット補修工事等についての説明・周知と、道路維持管理の基礎知識を習得させることを目的とし、各 RMB でそれぞれ 4 回開催、20～50 名程度の参加規模を想定している。なお、ワークショップにおける講師は DRVN 本部職員の参加を想定しており、段階的に支援することとする。

## 2) OJT の実施

本プロジェクト内で改良した PMS 関連システムに使用するデータの収集や入力、舗装補修計画（案）の作成や、路面性状測定調査やパイロット補修工事の実施を通じて、OJT 研修を実施する。C/P 自身による自立した道路維持管理と、今後の内部研修体制の確立を目的とすることから、段階的に支援することとする。

## 3) 研修プログラム計画について

C/P による水平展開と内部研修の継続実施を目的とした研修プログラム計画（案）はフェーズ 1 にて策定済みであるが、上記の OJT 実施や PMS 関連システムの改良等を反映して、適宜修正を行うこととする。

## (7) 供与資機材

本プロジェクトでは PMS 関連システムを稼働して OJT を実施するためのコンピュータの機材供与を予定している。また、パイロット補修工事においては、本邦技術の紹介と現地実施を目的として資材の供与を予定している。

必要な資機材について提案を行い、供与に必要な費用を別見積に含めること。

## (8) 本邦研修の企画

C/P の現状と意向を踏まえて、本契約に含めて本邦における研修計画を策定する。研修内容は、我が国における道路維持管理体制や制度・政策の理解促進と本邦技術の紹介を目的に 5 日程度の研修期間とする。研修対象者は 15 名程度（5 名/年×3 年）を想定する。なお、研修実施にあたっては研修行程計画表を改めて作成し、打合簿にて JICA の承認を得るものとする。なお、本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2014 年 4 月）」にもとづき、「受入」及び「研修監理」は、JICA が担当し、本業務では「研修実施」のみを担当する。

なお、制度・政策についての研修は国土交通省が主な受入先となることが想定されることから、カリキュラム作成や受入先選定にあたっては、長期専門家と十分に協議すること。

なお、会議・会合における飲食関連費用の計上は認めない。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、プロジェクト事業完了報告書（(2) の技術協力成果品を含む）とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、C/P 及び関係機関との協議、

国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
Monitoring Sheet Ver. 1	案件着手時 (3ヶ月以内)	和文：3部 英文：30部
Monitoring Sheet	6ヶ月に一度	和文：3部 英文：30部 ※提出毎
プロジェクト事業完了報告書 (技術協力成果品を含む)	2018年2月上旬	和文：5部 英文：30部 CD-R：9枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホチキス止め）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、各報告書のドラフト版についてはベトナム語版を簡易製本にて用意することとし、その部数は約30部とする。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) Monitoring Sheet Ver. 1の作成

- ①コンサルタントは、JICAと派遣前の事前打合せを開催し、Monitoring Sheet I & II Ver. 0を共有するとともに、Monitoring Sheet I & II Ver. 1（案）作成方針について確認し、その結果を踏まえ、Monitoring Sheet I & II Ver. 1（案）を作成する。
- ②案件開始時にコンサルタントは Monitoring Sheet I & II Ver. 1（案）につき先方実施機関と協議し、R/D署名時に合意したPDM、POからの変更点の有無を確認する。
- ③先方実施機関との協議の結果、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、R/Dの変更を要するため、コンサルタントは、R/Dおよび添付のPDM、POの変更（案）およびその変更を反映したおよびその変更を反映した Monitoring Sheet I & II Ver. 1（案）を作成する。プロジェクトレベルで修正可能な項目については必要に応じて修正し、Monitoring Sheet I & II Ver. 1として合意する。
- ④R/D変更を要する場合は、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に、R/Dおよび添付のPDM、POの変更（案）、Monitoring Sheet I & II Ver. 1（案）を提出する。R/D変更不要の場合は、Monitoring Sheet Summary, I, II Ver. 1を業務主任者名で在外事務所に提出。  
注1：プロジェクトの基本計画に関する事項【R/D本文およびPDM記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国側実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制】の変更を要する場合は、R/Dの変更を要するため、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に Monitoring Sheet Ver. 1（案）を在外事務所に提出する。JICAはプロジェクトからの報告を受け、R/D改訂を検討した上で在外事務所に対し署名を指示する。  
注2：プロジェクトの基本計画の詳細に関するもの【POのスケジュール欄に記載の項目：活動スケジュール、投入スケジュール、相手国側C/P配置の詳細（人員交代等）】については、プロジェクトレベルで修正・合意可。（ただし、同変更に伴う契約変更等手続きについては別途の定めによる。）
- ⑤JICAは提出された Monitoring Sheet Summary, I, II Ver. 1内容を確認し、コンサルタントにフィードバック内容を伝達。

イ) 定期 Monitoring Sheet の作成

- ① コンサルタントは先方実施機関と共同で Monitoring Sheet Summary, I, II を作成し、業務主任者名で在外事務所に提出。提出頻度は少なくとも 6 か月に一度とする。
- ② JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II の内容を確認し、在外事務所を通じてコンサルタントにフィードバック内容を伝達。

ウ) プロジェクト事業完了報告書記載項目 (案)

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions (R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions (R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project
  - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
  - 1-2 Input by the Vietnamese side (Planned and Actual)
  - 1-3 Activities (Planned and Actual)
2. Achievements of the Project
  - 2-1 Outputs and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
  - 2-2 Project Purpose and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
3. History of PDM Modification
4. Others
  - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
  - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Vietnamese side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the Vietnamese side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (\*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (\*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

注) 業務の完了を確認するための成果品として位置付けられるため、特記仕様書及び業務計画書に記載される業務内容を網羅すること。

上記の Monitoring Sheet 並びにプロジェクト事業完了報告書の作成にあたっては、上記 5. (2) に記載する長期専門家及び C/P と協力して本プロジェクト全体について作成するものとするが、報告書の作成及び印刷はコンサルタントが行う。なお、成果品として JICA に提出する際には、各報告書のうち、その記述にコンサルタントが関与していない部分があれば、その旨を記載した補足説明資料（様式は任意）を添付すること。

## (2) 技術協力成果品

コンサルタントが直接、もしくは C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、プロジェクト途中段階の資料の提出にあたっては、資料の完成後に直近で提出する Monitoring Sheet に添付して提出する。また、技術協力成果品の最終版は、成果品であるプロジェクト事業完了報告書の一部として提出することとする。

ア 道路維持管理ガイドライン（案）

イ 道路維持補修マニュアル（案）

ウ PMS 及び PMS データ入力システム操作マニュアル

エ 路面性状測定結果の閲覧システム

オ 研修プログラム計画及び研修資料

## 【第 3 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

2015 年 2 月上旬に事前準備を開始し、同年 2 月下旬から 2018 年 1 月下旬まで現地での活動を行う。2017 年 12 月下旬までに「プロジェクト事業完了報告書」（案）を作成・提出し、2018 年 2 月上旬までに「プロジェクト事業完了報告書」を作成・提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 138. 0M/M

## (2) 業務従事者の構成 (案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門性を有する人員の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な専門人員の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、JCC や合同評価が行われる際には、コンサルタントが現地に従事しておくものとする。

- ア 総括／道路維持管理計画 (2号)
- イ 路面性状調査 (計画) (3号)
- ウ 路面性状調査 (計測・解析)
- エ PMS システム技術 (予算シミュレーションモデル)
- オ PMS システム技術 (計画策定モデル)
- カ GIS・路面性状データ／運用技術
- キ 道路施設点検技術 (技術基準類の改訂：点検分野)
- ク 道路維持補修技術 (技術基準類の改訂：施工分野)
- ケ パイロットプロジェクト管理 (施工場所特定、仕様作成、発注支援、安全管理)
- コ 舗装技術 (パイロット補修工事の工法選定、経過観察、診断・評価)
- サ 道路維持管理制度 (現況法制度の収集、制度案作成補助)
- シ 人材育成／業務調整
- ス セミナー講師

## 3. 対象国の便宜供与

- (1) JCC 議長、TWG 議長、C/P、PMU-TA の配置
- (2) 事務所スペースの提供
- (3) 現地研修参加する職員の日当・旅費
- (4) パイロット補修工事の実施及び費用 (本契約に含む供与資材を除く)
- (5) 路面性状測定調査の実施 (本契約に含む測定及び解析作業の補助を除く)

## 4. 配布資料／参考資料

### (1) 配布資料

- ・ RECORD OF DISCUSSIONS ON THE PROJECT FOR CAPACITY ENHANCEMENT IN ROAD MAINTENANCE PHASE II IN SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AGREED UPON BETWEEN DIRECTORATE FOR ROADS OF VIETNAM AND JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
- ・ ベトナム国「道路維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査報告書 (案)
- ・ ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー (2014年3月)

### (2) 参考資料

- ・ 対ベトナム社会主義共和国 国別援助方針  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/e\\_asia/vietnam/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/e_asia/vietnam/index.html)
- ・ ベトナム国「道路維持管理能力強化プロジェクト」最終報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016330.html>  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016332.html>～[P1000016340.html](http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016340.html)

- ・ベトナム国「路面性状基礎情報収集・確認調査」最終報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009945.html>
- ・世界銀行「Vietnam Road Asset Management Project」Project Appraisal Document  
<http://www.worldbank.org/projects/P123961/vietnam-road-asset-management-project?lang=en>

## 5. 業務用機材

### (1) 業務用機材の調達

コンサルタントが日常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルで提案し、見積りに含めること。

### (2) 業務用機材の輸出管理

業務用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

## 7. その他留意事項

### (1) 別見積り

以下の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

なお、本項については、「第7 見積価格及び内訳書」を参照すること。

・パイロット補修工事における材料費

(採用する工法は C/P との協議により確定する。)

以上の他、業務量を大幅に超える提案を行う場合、見積価格及び算出根拠は①業務量を大幅に超える案と②業務量の目処の範囲内での提案に対するもの2種類を作成する。前者にかかる見積価格及び算出根拠は別見積もりとする。

### (2) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

・路面性状測定調査の測定・解析要員の補助

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガ



イドライン」(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

